

○宍粟市地域福祉計画推進会議要綱

平成25年11月27日告示第93号

改正

令和2年3月17日告示第29号

宍粟市地域福祉計画推進会議要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第107条の規定に基づく宍粟市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定及び見直し並びに推進並びに法第55の2第4項第2号の地域公益事業に関し、市民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるため、宍粟市地域福祉計画推進会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 計画の進捗状況の評価に関すること。
- (3) 社会福祉法第55条の2第6項の規定に基づく地域公益事業に関する意見の聴取に関すること。
- (4) 前3号のほか、計画の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉協議会の代表者
- (3) 市内各種関係団体の代表者
- (4) 市民の代表
- (5) 市の職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、社会福祉に関する活動を行う者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていない場合は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、地域福祉計画担当課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年3月17日告示第29号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。